2021年1月28日 No.218 http://www.n-jcp.jp

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 1 電話052 (972) 2071 FAX052 (972) 4190 発行・日本共産党名古屋市会議員団

ハラスメント防止のため 政治倫理条例の制定を申し入れ



日本共産党名古屋市議団は1月28日、河村たかし市長による「金メダル事件」や自民党ふじた和秀市議による議運視察先での暴言問題というハラスメントに関わる不祥事を踏まえて、河村市長と服部将也市会議長のそれぞれにたいして、「ハラスメント防止等の政治倫理確立のために、政治倫理条例の制定等を求める申し入れ」を行いました。

申し入れに対して、服部議長からは「政治倫理 について議論を深めることは必要だと考える。議 運理事会など会派間の協議に委ねたい」との発 言がありました。河村市長には市長室次長を通 じて申し入れました。

申し入れた内容は次のとおりです。

(市長と議長に)

市長および議員を対象にした「政治倫理条例」を制定し、「あらゆるハラスメント行為の禁止」 についても規定するとともに、政治倫理審査会を設置すること

(市長に)

「金メダル事件」に関して「明確なけじめ」を つけないまま対外公務を再開しないこと (議長に)

2018年11月の議会運営委員会の視察先に おける自民党市議の暴言問題に関して、謝罪 と「明確なけじめ」を求めること



政治倫理条例の制定を 日本共産党市議団が提案

名古屋市には、市職員や副市長、教育長等を 対象にした倫理条例は制定されていますが、市 長と議員は条例の対象外となっています。市議 会は、名古屋市会議員の「政治倫理綱領」を定 めていますが、これは議会の内部規範にすぎま せん。

共産党市議団は、2004年に「政治倫理綱領」 を制定する際に、政治倫理条例案を提案して以 降、議員の不祥事が起きるたびに、議員を対象に した政治倫理条例の制定を求めてきました。

今回は、市長による不祥事も起きたことから、 議員に加えて市長も対象にした条例として提案し ました。

制定を求めている政治倫理条例の骨子

- ◆市長と議員が遵守すべき政治倫理基準を 定め、その中にハラスメントなど人権を侵害 する行為を行わないことも明記する
- ◆市長および議員に政治倫理を損なう疑いが生じた際に、調査および審査を行う第3 者機関として政治倫理審査会を設置する
- ◆市民が調査および審査を請求できる権利 を定める